

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成27年第2回定例会

平成27年10月26日

## 高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

平成27年10月26日（月）午後1時56分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 15名

|        |        |
|--------|--------|
| 伊田雅彦君  | 加藤陽子君  |
| 安藤多恵子君 | 小野たづ子君 |
| 上田博之君  | 藤澤菊枝君  |
| 内山恵子君  | 松本正幸君  |
| 橘川佳彦君  | 山口良樹君  |
| 青柳 慎君  | 日吉弘子君  |
| 佐藤弥斗君  | 久保田英賢君 |
| 沖永明久君  |        |

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 報告第2号 継続費精算報告について（し尿処理施設建設工事）

日程5 議案第6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正について

日程6 議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

日程7 認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

### 4 説明のため出席した者 12名

|                 |             |         |
|-----------------|-------------|---------|
| 組 合 長 内 野 優     | 次長兼総務課長事務取扱 | 志 村 裕 之 |
| 副 組 合 長 笠 間 城治郎 | 専 任 参 事     | 芳 賀 順 一 |
| 副 組 合 長 遠 藤 三紀夫 | 参事兼建設推進室長   | 小野沢 直 仁 |

会計管理者 木村 洋 施設課長 守屋 昌治  
監査委員 齋藤 昭一 総務課長補佐 鈴木 茂  
事務局長 清水 孝之 総務課建設推進室主幹 吉川 浩

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 二見 宏二 総務課技術員 菊地 康之  
総務課主査 亀岡 幸治

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速記士 大場 久美子

7 会議の状況

(午後1時56分 開会)

◎議長（伊田雅彦君） ただいまの出席議員は15名であります。よって定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成27年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長から招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優君）登壇〕

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中、平成27年第2回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月は、台風18号、あるいは竜巻や、桜島、阿蘇山の噴火等、自然災害が多い時期でありました。私ども高座清掃施設組合の施設を守る立場として、防災対策にしっかりと取り組んでいかないといけないとつくづく感じているところでございます。おかげさまで、新ごみ処理施設の建設につきましては、現在、関係機関との協議、調整を進めております。事業者による安全祈願祭があす行われ、施設の建設工事が本格的に始まります。議員の皆様へは全員協議会において進捗状況を随時報告することとしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、報告第2号 継続費精算報告について（し尿

処理施設建設工事)、議案第6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)、認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。皆様にはよろしくご審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[組合長(内野 優君)降壇]

◎議長(伊田雅彦君) ありがとうございます。

組合長の挨拶が終わりましたので、本日の会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(伊田雅彦君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第99条の規定により、議長において、内山恵子議員、沖永明久議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。5番橘川佳彦議員、7番佐藤弥斗議員、10番小野たづ子議員。以上でございます。

それでは、組合長より、本定例会に上程される議案の説明を求めます。組合長。

[組合長(内野 優君)登壇]

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第4 報告第2号 継続費精算報告について（し尿処理施設建設工事）についてでございます。一般会計予算の継続費に係るし尿処理施設建設工事が完了し、継続費精算報告書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取り扱い等に関する事項を定めたいために改正いたしたいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,903万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,996万7,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費、予備費の増でございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第7 認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額37億1,371万1,000円に対し、収入済額36億3,842万2,974円でございます。歳出につきましては、予算現額37億1,371万1,000円に対し、支出済額31億7,148万8,709円で、歳入歳出差引額は4億6,693万4,265円でございます。翌年度繰越額は4,789万8,000円でございますので、実質収支額は4億1,903万6,265円となります。この決算につきましては、去る9月28日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げて、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優君）降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第4 報告第2号 継続費精算報告について（し尿処理施設建設工事）を

議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは日程第4 報告第2号 継続費精算報告について（し尿処理施設建設工事）につきましてご説明申し上げます。

議案書をごらんいただきたいと存じます。議案書の2ページでございます。提案理由としましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

3ページの平成26年度高座清掃施設組合一般会計継続費精算報告書をごらんいただきたいと存じます。4款衛生費1項清掃費、し尿処理施設建設工事でございます。事業内容としましては、平成24年度から26年度までの3年間の継続事業で、し尿処理施設建設工事を行ったものでございます。全体計画の年割額は、平成24年度が1億9,920万6,000円、25年度が4億8,520万5,000円、26年度が9,530万6,000円、合計が7億7,971万7,000円でございます。実績の支出済額でございますが、合計で7億7,971万6,350円でございます。支出済額の財源内訳は、特定財源であります国県支出金が3億7,301万3,500円でございます。そのほか地方債が3億6,580万円、一般財源が4,090万2,850円でございます。年割額と支出済額の差は合計で650円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 報告第2号は地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第5 議案第6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、ご説明申し上げます。日程第5 議案第

6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましてはただいま組合長が申し上げたとおりでございます。マイナンバー法の施行に伴いまして、マイナンバー法で規定する特定個人情報の取り扱いが個人情報保護条例の取り扱いと異なることから、所要の改正等を行うものでございます。

お手元にお配りいただいております新旧対照表でご説明をいたします。

改正の内容でございますが、1ページ、条例の第2条の定義の規定におきまして、マイナンバー法の定義規定を引用しつつ、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報という3つの用語を定義するものでございます。

次に2ページ、第8条の収集の制限及び3ページ、第9条の適正な維持管理の規定において、個人情報、保有個人情報という言葉に「個人情報に該当しない特定個人情報を含む。」、「保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。」という定義をそれぞれ加えるという改正でございます。

続きまして、第13条の利用及び提供の制限につきまして、保有特定個人情報においては、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に情報提供等記録を除いた保有特定個人情報をみずから利用することができるようにするため、その規定をこのたび第13条の2として新たに追加し、第13条及び第15条の規定中の保有個人情報には「保有特定個人情報を除く。」という改正を加えるものでございます。

続きまして、4ページ、第17条の開示請求権につきまして、第17条第1項において、第8条の改正趣旨と同様に、保有個人情報という言葉に「保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。」という規定を加える改正でございます。

また、第17条の第2項におきましては、個人番号を含む保有特定個人情報にあつては、法定代理人に加えて、本人の委任による代理人も開示請求を行うことができるように改正するものでございまして、本節、次節及び第3節においても同じ旨を加えるものでございます。

続きまして5ページ、第19条第1号におきまして、第17条第2項で全ての代理人において開示請求権を認めたことから、「代理人」という表現に改めるもので

ございます。

加えて、本条で開示を認めない場合として挙げております項目に、第8号といたしまして、「代理人による開示請求権において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報」を加える改正でございます。

次に、事案の移送につきまして、7ページ、第26条の開示請求及び第36条の訂正請求に係る保有個人情報のいずれにおきましても、情報提供等記録を除く旨を規定する改正でございます。

続きまして8ページ、第37条の改正は、通知の提出先に、情報提供等記録にありましては、総務大臣及び情報照会者または情報提供者に対して書面で通知することを加えるものでございます。

次に、第38条の利用の停止請求権について、特定個人情報及び情報提供等記録の利用停止請求について制限を加える改正規定でございます。

最後に、第44条の他の法令との調整についてでございますが、保有特定個人情報については、他の法令等による開示の実施等の調整を行わない旨を規定する改正でございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日から施行するといたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、質疑を終結いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。上田博之議員。

◎（上田博之君） 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

この個人情報保護条例の改正は、マイナンバー法と個人情報保護法が5月に国



会で改正されたことにより行うものと理解しておりますけれども、この番号法の改正によって、預貯金や特定健診など機微性の高い個人情報に番号を付番して利用することになっております。また、この番号は民間なども利用するとなっております、より深刻なプライバシーの侵害や成り済ましなどの犯罪を招くおそれがあるというふうに指摘させていただきます。

日本が行うこのマイナンバーは、生涯番号が変わらない、また民間も利用するという、世界に類のない制度であります。私たちは、このマイナンバー制度は廃止するべきであるという立場から反対を表明するわけではありますが、今回のこの個人情報保護条例の改正につきましても、この法律の改正そのものが財界が求めるビッグデータの活用を促進するためのものであり、法律の目的の中に新たな産業の創出への配慮を書き込むなど、法の根本と今後の運用をゆがめかねない内容が含まれております。そうしたものの具現化としての本条例案の改正に反対いたします。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

（加藤陽子君退席）

◎議長（伊田雅彦君） これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手多数です。よって議案第6号 高座清掃施設組合個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

（加藤陽子君着席）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、日程第6 議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは日程第6 議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げ

げます。

別冊であります高座清掃施設組合一般会計補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと存じます。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。5款繰越金1項繰越金は6,903万6,000円増額し、歳入合計の補正額を6,903万6,000円とするものでございます。

3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は6万円、8款予備費1項予備費は6,897万6,000円増額し、歳出合計の補正額を6,903万6,000円とするものでございます。

続きまして、5ページの事項別明細書の総括の歳入につきましては、説明は省略させていただきます。

6、7ページでございます。歳出補正額の財源内訳でございますけれども、全て一般財源で6,903万6,000円を増すものでございます。

8、9ページでございます。2歳入でございますが、5款1項1目繰越金6,903万6,000円の増は、平成26年度決算に基づく繰越金でございます。

10、11ページでございます。3歳出でございますが、2款1項1目一般管理費6万円の増は、屋内温水プールと本郷老人福祉センターの指定管理者の選定に係る委員謝礼でございます。指定管理者の選定に当たりましては、当初、組合議員、組合職員及び構成三市の部長等を想定しておりましたが、専門的見地からの視点として、税理士及び社会保険労務士の方2名に選定委員に加わっていただくこととし、委員謝礼を補正したいものでございます。

12、13ページでございます。8款1項1目予備費6,897万6,000円は、歳入歳出の差引額を記載させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君） 一般会計補正予算について1点だけお伺いさせていただきます。委員謝礼ということで、このたび、税理士さんと社会保険労務士の方など専門的な方を委員にされるということですのでけれども、11月に選定作業を実際に行う

中での今回の選任になるかと思いますが、専門的見地というご説明がありました  
が、税理士の方と社会保険労務士の方のどのような専門的見地を求めているのか  
という点の確認と、あと指定管理者を選考するに当たっての高座清掃施設組合と  
しての基準をどのように考えられているのかを確認させていただきたいと思いま  
すので、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） それでは、2名の専門委員の方でござ  
いますけれども、税理士の方につきましては、財務諸表、あるいはその事業者  
の経営状況、こういったものを見ていただきたいということで、税理士の方1名  
をお願いしたいと考えております。

また、社会保険労務士につきましては、プールと本郷荘でございますけれども  
も、プールにつきましては臨時職員も含めまして非常に多くの職員に勤務してい  
ただくということで、その労務の体制とか人数的なものを専門的な見地から見て  
いただくということで、社会保険労務士の方をお願いしたところでございます。

また、高座清掃施設組合の選定の基準ということでございますけれども、こち  
らにつきましては高座清掃施設組合の基準で項目を設けてございます。例えば施  
設等の平等利用が確保できるものであること、あるいは施設等の効用を最大限に  
発揮するものであること、それから施設等の管理経費の縮減が図れるものである  
こと、また、施設等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するもの、  
こういったものを総合的な選定基準とさせていただいております。以上でござい  
ます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。基本的に考え方は理解いたしました  
けれども、この間、指定管理者で運営してきて、その中でいろいろな課題とか  
問題点、また、解決すべきことなどを組合のほうとしても把握されているかと思  
いますが、そうした中で、今回の選定において特に重視していきたい項目とい  
うのはあるのでしょうか。これまでと同じように、ただ今おっしゃったようなこ  
とを押しなべて検討するというだけなのか、それとも特に注意して選定したい項目  
があるのかについてお伺いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長兼総務課長事務取扱（志村裕之君） 基本的にはこれまでの選定基準等を重視していくことが重要であると考えております。ただ、近年の部分で考えますと、プール等、やはり事故とかそういったものが非常に多くあることも報道等がありますので、特に安全面、こういったものに対する考え方とか、あるいは先ほど申し上げました人員体制とか、こういったものには特に重点を置いて選定したいというふうには考えております。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員です。よって議案第7号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

事務局長の報告を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 日程第7 認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の概要につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

初めに、決算説明書の4ページをお開きいただきたいと思います。決算説明書

のほうになります。平成26年度の高座清掃施設組合の一般会計決算に見る組合の財政でございますが、表をごらんいただければと思います。歳入が対前年度比5億3,382万8,823円減少の36億3,842万2,974円、歳出が対前年度比5億2,425万6,995円減少の31億7,148万8,709円となりまして、ともに前年度に比べ減少いたしました。この主な原因としましては、歳入については、平成25年度に完成いたしました新しいし尿処理施設建設に伴い、構成市からの建設費分担金、国庫補助金、組合債が減少したこと、そして塵芥処理費でコスト縮減に取り組んだ結果、組合全体の管理運営費が抑制されたことで構成市からの運営費分担金の減少などが挙げられます。

歳出につきましても、新し尿処理施設の本体工事が完成したことによる投資的経費の減少と公債費等の減少による義務的経費、また、既存施設の維持補修費が減少したことなどが挙げられます。

実質収支は前年度と比較し1,663万8,172円、4.1%増加し、4億1,903万6,265円となりました。

それでは、個々に主な科目を説明させていただきます。

次に決算書の2、3ページをお開きいただきたいと思います。初めに歳入でございますが、主に収入済額でご説明をさせていただきます。1款分担金及び負担金でございますが、収入済額が26億237万7,000円、2款使用料及び手数料は4億6,891万1,741円、3款国庫支出金が569万1,000円、4款県支出金は1,170万円、5款繰越金は4億7,650万6,093円、6款諸収入は183万7,140円、7款組合債は7,140万円で、合計の収入済額は36億3,842万2,974円でございます。不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

次に、4ページ、5ページ、歳出でございます。これも支出済額でご説明をさせていただきます。1款議会費は116万6,190円、2款総務費は4億263万2,574円、3款民生費が2,161万2,456円、4款衛生費は24億7,690万5,212円、5款土木費は43万4,160円、6款教育費は1億2,749万6,088円、7款公債費は1億4,124万2,029円、7款予備費の支出はございません。合計の支出済額は31億7,148万8,709円でございます。

決算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書でございます。

初めに、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金でございますが、26億237万7,000円でございます。内訳は、1節運営費分担金24億7,934万8,000円は、綾瀬市さんが28.1%の6億9,600万9,000円、海老名市が34.3%の8億5,008万2,000円、座間市が37.6%の9億3,325万7,000円でございます。2節建設費分担金4,469万6,000円は、綾瀬市が34.0%の1,521万1,000円、海老名市が30.7%の1,374万3,000円、座間市が35.2%の1,574万2,000円でございます。3節人件費分担金3,000万円は各市とも1,000万円でございます。4節周辺環境整備費分担金4,833万3,000円は、各市とも1,611万1,000円でございます。前年度収入済額27億990万8,000円と比較しますと、1億753万1,000円、マイナス4%の減でございます。これは新ごみ処理施設整備運営事業に伴う周辺環境整備分担金が本年度新規で増額となりましたが、主に施設更新に係る計画支援事業や新し尿処理施設建設事業に係る建設費分担金が減少し、事業系の清掃手数料収入の増や既存施設の維持管理費に係るコストの縮減により運営費分担金が減額となり、分担金全体として減額となったものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料でございますが、58万1,241円でございます。

1目総務使用料1節総務管理使用料6万円は、NTT東日本が組合所有地に電力自動検針の通信端末装置を設置しているため、東京電力からの土地使用料3年分5万4,000円でございます。

2目民生使用料1節社会福祉施設使用料4,876円は、本郷老人福祉センター内に設置してございます自動販売機の行政財産使用料でございます。

同じく3目教育使用料、体育施設使用料51万6,365円は、屋内温水プール自動販売機等に伴う行政財産使用料でございます。

2款使用料及び手数料2項手数料でございます。4億6,833万500円でございます。

1目衛生手数料1節清掃手数料でございますが、事業系廃棄物の手数料でございます。また、鎌倉市からの一般廃棄物の受け入れに伴う処理手数料、前年度と比較しますと983.03t、2,457万5,750円の増でございます。

3款国庫支出金でございますが、1項国庫補助金1目交付金でございます。1節循環型社会形成推進交付金541万3,000円は、高効率ごみ発電施設及びマテリア

ルリサイクル施設の建設や、それらに付随した計画支援業務が交付対象でございます。ごみ処理施設更新、リサイクル推進施設整備に伴う事業者選定等支援業務及び土壌汚染調査に対する交付金で、高効率ごみ発電施設につきましては補助率2分の1、マテリアルリサイクル施設計画対象事業につきましては補助率3分の1で計算した金額でございます。

2目衛生費国庫補助金1節災害等廃棄物処理事業国庫補助金27万8,000円は、昨年1月から2月にかけて降った大雪による壊れた構成三市内の農業用ハウスに対する収集、撤去、運搬、処分の支援のための補助金でございます。

4款県支出金1項県補助金1,170万円でございますが、こちらにつきましては、新し尿処理施設建設に伴う旧し尿処理施設解体工事の工事費が事業対象でございます、補助率2分の1でございます。

5款繰越金1項繰越金でございます。4億7,650万6,093円でございます。

1目繰越金1節前年度繰越金の内容といたしましては、純繰越金が4億239万8,093円、前年度継続費逡次繰り越しが1,210万8,000円、前年度繰越明許費繰越額が6,200万円でございます。前年度純繰越金5億929万5,333円と比較しますと、純繰越金は1億689万7,240円の減でございます。

12、13ページをごらんください。6款諸収入でございます。1項組合預金利子は62万2,142円でございます。

2項雑入121万4,998円でございます。雑入は、粗大ごみ処理施設から出るアルミ等の廃品売上代、事務棟に設置してございます自動販売機手数料、雇用保険被保険者負担金、会社保険事務手数料、その他雑入等で成り立っております。

6款諸収入183万7,140円は、前年度収入済額85万9,677円と比較しますと97万7,463円の増でございます。これは主に預金利子が41万7,588円、その他雑入が50万5,470円増したことにあります。

7款組合債でございます。1項組合債は7,140万円でございます。1目衛生費1節一般廃棄物処理事業債は、旧し尿処理施設解体分が借入れの対象で、単独事業費充当率75%を乗じて得た7,140万円でございます。

収入済額の合計は36億3,842万2,974円で、不納欠損、収入未済額ともございません。前年度収入済額41億7,225万1,797円と比較しますと5億3,382万8,823円の減額でございます。

14、15ページをごらんください。歳出でございますが、主に支出済額で説明をさせていただきます。

1 款議会費でございます。組合議会の運営に関する経費で、対前年度比5.8%増の116万6,190円でございます。執行率は96.4%でございます。支出の主なものとしましては、1 節報酬、13 節委託料、14 節使用料及び賃借料は茨城県鹿嶋市にございます中央電気工業等に議員・監査委員合同視察をした際の自動車借料、道路通行料等でございます。

2 款総務費でございますが、対前年度比1.3%減の4 億263万2,574円でございます。

1 目一般管理費でございますが、総務課の管理運営等に関する経費で、対前年度比3.5%増の3 億3,372万5,938円でございます。支出の主なもの、2 節給料、3 節職員手当等で、18名の総務課職員の給与でございます。4 節共済費は、職員とその家族の病気、出産などの給付を行うための共済組合負担金、また、職員の退職手当及び退職手当事務に充てる負担金等でございます。14 節使用料及び賃借料でございますが、備考欄に記載していますとおり、最終処分場32名分の借地料3,415万1,398円が主な支出でございます。

18、19ページに移りまして、19 節負担金、補助及び交付金1 億2,018万1,864円でございますが、地元本郷地内の地域の防災のために防災整備資機材等を整備する総合交付金として新宿町内会に交付した交付金3,000万円、当組合の処理施設の固定資産税相当額など海老名市への交付金5,724万1,570円、三市からの派遣職員の人件費3,000万円等が主な支出でございます。

20、21ページに移りまして、2 目財政管理費でございます。組合の事務棟及び組合施設全般に関する経費で、対前年度比11.9%増の3,893万4,876円でございます。支出の主なもの、13 節委託料で、事務棟の日常清掃や床面ワックスなどを行う清掃業務、施設内の草刈りや花壇整備委託、保安巡回などを行う施設内警備業務が主なものでございます。

22、23ページに移りまして、14 節使用料及び賃借料でございますが、こちらのほうは、サーバー3 台や端末39台の電算機借料が主な支出でございます。

3 目企画費でございます。こちらのほうは、ごみ処理施設の更新等に係る経費で、対前年度比41.1%減の2,986万9,760円でございます。執行率は96.9%でござ



います。支出の主なものは13節委託料でございます。ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務が2,156万7,600円、ごみ処理施設更新に係る土壌汚染状況等調査業務が664万1,136円でございます。

24、25ページに移りまして、2款総務費2項監査委員費1目監査委員費でございます。対前年度比5.5%増の10万2,000円でございます。執行率は91.1%でございます。

3款民生費でございます。対前年度比6.0%減の2,161万2,456円でございます。執行率は99.7%でございます。13節委託料で指定管理料2,082万6,720円が主な支出でございます。

4款衛生費でございます。対前年度比17.3%減の24億7,690万5,212円でございます。

4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費でございます。施設課に関する管理運営費で、対前年度比4.1%増の7億3,800万9,579円でございます。執行率は93.5%でございます。支出の主なものとしましては、2節給料、3節職員手当等、こちらのほうは施設課職員66名の給与及び4節共済費でございます。また、11節需用費1億2,176万9,625円は光熱水費が主に占めておりまして、1億1,745万8,488円となっております。13節委託料につきましては、第一・第二清掃処理場自家用電気工作物の日常点検等に伴う電気保安業務委託が996万6,024円、14節使用料及び賃借料でございますが、下水道使用料が処理場分も含め1,340万9,339円でございます。

28、29ページをごらんください。2目塵芥処理費でございます。こちらは第一、第二及び最終処分場に係ります経費で、対前年度比7.9%減の15億8,931万4,391円でございます。執行率が95.1%となっております。この中で支出の主なものとしましては、11節需用費9億5,502万1,864円でございますが、排ガス中の塩化水素の酸性ガスを中和除去する特号消石灰、ダイオキシン類を吸着除去する活性炭、窒素酸化物等を分解除去する尿素水、固化灰から重金属溶出抑制をする粉体重金属固定剤等の公害防止に使用する薬品を初めとする消耗品が5,958万3,187円、また、同節の中で施設修繕が8億7,580万9,692円のうち第二清掃処理場がほぼ90%以上を占めてございます。13節委託料6億2,214万1,990円でございますが、30、31ページをおめぐりいただきまして、備考欄中段の一般廃棄物処理

5億3,081万8,145円でございます。こちらのほうは、中央電気、メルテック、日鉄住金リサイクルへの焼却灰等適正処理委託料でございます。また、当組合焼却炉点検に伴い、団体への可燃物依頼処理料等でございます。廃乾電池及び廃蛍光灯の適正処理及び再資源化などを委託する処理困難物処理料が3,187万77円でございます。

3目し尿処理費でございますが、対前年度比10.0%減の3,935万8,440円でございます。執行率は85.8%でございます。こちらのほうは、運転管理業務委託の契約金額の安価によるものでございます。支出の主なものとしましては、13節委託料のし尿処理施設運転管理業務3,926万8,800円でございます。

4目し尿処理施設建設費でございますが、78.6%減の1億1,022万2,802円でございます。執行率は73.3%でございます。支出の主なものですが、13節委託料、一般廃棄物処理1,491万6,212円は、旧し尿処理施設解体工事に伴う消化槽内の汚泥等の処理業務委託料でございます。

34、35ページに移りまして、15節でございます。工事請負費は旧し尿処理施設の解体工事費でございます。

5款土木費でございますが、こちらは新規科目で、43万4,160円でございます。用田橋際の2軒のお宅の収用事業に係る移転先の用地交渉等に時間がかかり、繰越明許をさせていただいたところでございます。周辺環境整備における執行の部分では、不動産鑑定評価業務委託料でございます。

6款教育費でございますが、対前年度比1.2%増の1億2,749万6,088円でございます。執行率は98.1%でございます。支出の主なものとしましては、11節需用費でございます。施設を安定稼働するため、機械設備の修繕、25メートルプールの塗装工事等でございます。13節委託料につきましては指定管理料でございます。

36、37ページに移りまして、7款公債費でございますが、0.7%減の1億4,124万2,029円でございます。償還元金・利子等で平成10年度から25年度分までの財政融資資金が6件ございます。

7款予備費は支出、充用ともにございませぬ。

支出済額の合計でございますが、31億7,148万8,709円、不用額3億4,962万4,291円でございます。前年度支出済額36億9,574万5,704円と比較しますと5億

2,425万6,995円の減となっております。

次に、38ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額が36億3,842万3,000円、歳出総額が31億7,148万9,000円、歳入歳出差引額4億6,693万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源が、繰越明許費繰越額で4,789万8,000円となり、実質収支額は4億1,903万6,000円でございます。地方自治法の規定の基金繰入金もございませんので、この欄につきましては、歳計剰余金として27年度へ編入するものでございます。

40、41ページをごらんください。公有財産に関する調書でございます。土地につきましては、旧し尿処理施設用地を減少し、ごみ処理施設用地を増加いたしました。建物につきましては、新ごみ処理施設建設予定地にありました組合事務所、旧し尿処理施設、ごみ処理施設の部分を1,260.59平米減とし、26年度末現在で1万5,924.19平米となりました。

42ページにつきましては物品に関する調書でございます。表の最下段に記載してございます間仕切り壁のほうが新規で1台増となりました。

説明については以上でございます。どうぞよろしくご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 本決算については監査委員の審査を受けておりますので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告を願います。代表監査委員。

◎代表監査委員（齋藤昭一君） 監査委員の齋藤でございます。平成26年度の当組合の歳入歳出の一般会計につきましては、安藤委員と両名で監査をいたしました。その結果につきまして私からご報告申し上げます。

意見書は既にごらんになっていると思いますが、1ページに監査の結果が書いてございますが、それについて申し上げますと、当組合の当年度の歳入歳出決算書並びに附属計算書類は、全て関係法令の定めるところに従って作成されておりました。また、記載された金額は正確でありました。さらに、予算の執行につきましても、全般的に所期の目的に従って効率的かつ適正に行われているものと認められました。

なお、本年度の決算内容につきましては、お手元の資料の2ページから20ページまで記載しましたので、この決算審査のご参考にしていただければと思いま

す。

以上で報告を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 29ページでございますが、施設修繕の8億7,580万9,692円の内訳的なご説明を伺いたしたいと思います。具体的に修繕された施設名は何なのか。そしてまた、その修繕の工事にかかわった期間がどのぐらいなのか。その内容と、どの程度の人工を要したのか。そしてまた、契約形態は一般競争入札でやったのか、あるいは随契でやったのか、その辺のご説明を伺いたしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） お答えいたします。29ページ、施設修繕費8億7,580万9,692円の内訳でございますが、焼却施設でございます第二清掃処理場、こちらが8億948万520円、粗大ごみ処理施設2,288万5,308円、排水処理施設929万8,800円、灰積み替え保管施設1,977万7,284円、最終処分場浸出水処理施設整備1,314万3,600円、そのほかに緊急的な補修として電気設備等の補修がございまして122万4,180円、以上を合計しまして8億7,580万9,692円となっております。

契約の方式でございますが、第二清掃処理場で行いました26年度の契約でございますが、クレーン等点検整備、電気設備年次点検、中間点検整備、それから150 t 炉の定期点検整備、200 t 炉の定期点検整備につきましては、プラント建設メーカーでございます I K E、I H I 環境エンジニアリングとの随意契約となっております。第二清掃処理場では、第二消防用設備補修、こちらが少額でございますので、少額の見積もり合わせによる随意契約、それから自動軟水装置補修がございまして、こちらにつきましては、装置を設置しております三葉化工株式会社との随意契約となっております。そのほか、粗大ごみ処理施設定期整備補修、排水処理施設の定期整備補修、灰積み替え所の定期整備補修及び最終処分場の浸出水処理施設に関する定期整備補修については入札で実施してございます。

契約の期間でございますが、第二清掃処理場のところからご説明させていただきますが、クレーン等定期点検整備補修が平成26年4月2日から平成27年3月30日まで、電気設備年次点検が平成26年4月7日から平成26年6月30日まで、中間

点検整備補修が平成26年5月9日から平成26年8月22日まで、150 t 炉定期点検整備補修ですが、平成26年9月1日から平成27年3月20日まで、200 t 炉定期点検整備補修が平成26年10月31日から平成27年3月20日まで、それと第二清掃処理場消防用設備の補修でございますが、平成27年1月9日から平成27年3月30日まで、そして自動軟水装置補修でございますが、平成27年1月16日から平成27年3月30日までとなっております。

その他の入札で行いました定期点検整備補修でございますが、最終処分場の浸出水処理施設定期整備補修でございますが、こちらが平成26年9月29日から平成27年2月20日まで、焼却灰積み替え保管施設定期整備補修でございますが、こちらが平成26年9月29日から平成27年3月13日まで、排水処理施設の定期整備補修でございますが、こちらにつきましては平成26年11月11日から平成27年2月13日まで、そして粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修でございますが、こちらが平成26年11月11日から平成27年3月13日となっております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 今ご説明いただきまして内容を伺いましたけれども、ほとんど定期点検整備ということで、点検料じゃないですか。8億7,500万円近い巨額を投じて修繕整備をしていると、いつも予算、決算でありますけれども、ほとんど定期点検。クレーンの点検というのは前に私も聞きましたよ。たしかクレーンの定期点検料が6,000万円ぐらいだったというご答弁をいただきましたけれども、正直申し上げまして、あと何年かで寿命を終えようとしている施設ですよ。ですから、通常の我々の一般市民感覚からいうと、大事に使っていけば十分持ちこたえられるというふうに考えるわけですね。

昨年、何をそんなに修繕しなきゃいけないんだという話をしたときに、新しく破碎機の刃を入れ替えるんだというようなご説明がありました。確かに破碎機の刃は新しければ新しいほど切れ味がいいから、9,000万円のを毎年毎年新しくするんだというようなお考えもありましょけれども、でも、この施設修繕にかかる巨額な金額というのはもう少し精査して使わないと、やっぱりこれからは三市の市民の皆さんから理解されなくなってくると思いますね。点検するのにそんな8億円だ9億円だとかかるわけがないじゃないですか。点検をしました、ああ、このランプが切れていたからこのランプを替えますよという話でどンドン

どんどんこうやって金額が増していくんですよ。

ですから、業者の言いなりになるのではなくて、本当に皆さんが実際に見て、ああ、この施設は、この機械はもう老朽化しているから替えなきゃいけない、それじゃなかったら炉の安全な運営ができないというようなことで替えるのだったらいいのですけれども、一方的な業者の言いなりになって、ここを替えます、あそこを替えます、あそこを直しますと言われれば、8億円だ、9億円だ、10億円になっちゃうんですよ。そんなことをずうっとここ10年、15年繰り返してきているじゃないですか。もういいかげんに学習をして、こういう無駄な使い方をすることは慎んでいただきたいと思います。三市の皆さんから集めた税金で運営されていることをじっくり考えていただきたいと思います。

今回、私はまた決算に当たって苦言を申し上げますけれども、私、この予算を組んだときも反対いたしました。もういいかげんでこんな予算を組む必要はないんじゃないか、しっかり皆さんで積み上げたものを予算計上してくださいというお話をいたしました。今回やっぱり、この26年度決算に当たって、8億7,500万円のような巨額な決算金額が提示されました。私は非常に残念だと思います。以後こういったことのないように、ぜひ精査をして修繕をしていただきたいと思います。何かご意見があったら承って終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 本議会の事前説明会のときに、施設修繕費につきましては資料を作成させていただきましてご説明させていただきました。その中でお示ししましたとおり、クレーン、ボイラー、タービン等につきましては、運転している以上、年次点検であるとか数年に1遍の事業者安全点検というようなもので法令によって点検及び補修が義務づけられているものもございまして、そういうものにつきましては項目として削減できないということをお話し申し上げたつもりでございます。

なお、補修の項目につきましては、平成30年度までの補修の計画というものをあらかじめつくってございまして、それに基づいて、さらに執行のときにはそこから見直しを行って、先延ばしできるもの、それから今から見て炉の使用停止まで行わなくてもよろしいようなものについては削除したりということもございしますが、先般ご説明させていただきましたとおり、年間に予期せぬ故障が多数発生

しておるような状況もございまして、当初予定していた補修項目に加えてそのような設備の故障についても追加せざるを得ず、現状のような状態になってしまっているというところが実態でございます。

そのときの資料でご説明させていただきましたが、平成30年度までやはりこのまま現有の施設を使用するというようなことでございますので、節減には努めてまいり所存でございますが、必要なだけの経費はかかってしまうというのが現実でございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。松本正幸議員。

◎（松本正幸君） 2点お聞きします。最初、決算書の27ページの光熱水費の内訳と、あと下水道はどこで処理しているのか、下水道の使用料はどこに払っているのか、まずこれを1つ伺いたいと思っております。

それともう1つは、決算書の33ページのコンテナハウスの借料24万円についてですが、私たちは以前から、これは借りるより購入したほうが良いということを書いてきました。実際、借りる年数と総額はどのぐらいなのか。その2点、伺いたいと思っております。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 下水道の放流先は相模川左岸の流域の下水道に放流しております。支払い先につきましては海老名市でございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 光熱水費の内訳についてはお答えいただけますか。施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 私のほうは、決算書の33ページ、コンテナハウス借料につきましてお答えさせていただきたいと思っております。コンテナハウスでございますが、こちらは平成22年度にリースとして契約してございます。このコンテナハウスにつきましては、ごみ焼却場の搬入ステージ、大変ほこり及び臭気が発生してしまうようなところに設置してございますが、こちらのほうに置いてございます。コンテナハウスをリースで借りるよりも資産として購入してしまったほうがよろしいのではないかなというふうなお尋ねでございましたけれども、ごみ焼却施設の使用年数が現有施設は平成30年度までと区切られていたことと、購入してしまうとさらに最後に解体費用等も発生してしまうということで、リースという形で契約しているものでございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 先ほど答弁が漏れておりました光熱水費についてご回答いたします。光熱水費の構成は、水道使用料、L P ガス使用料、電気使用料でございます。水道使用料については、主な使用先が第二清掃処理場でございます。こちらの総額が968万8,786円となっております。続いてL P ガスでございます。こちらは1カ所で2万3,717円。続きまして電気使用料、こちらが主な使用先といたしますか、利用頻度の高いところは第二清掃処理場で、こちらの8,807万5,965円を含む1億774万5,985円の構成となっております。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 松本正幸議員。

◎（松本正幸君） 最初にコンテナのほうから、私、聞き間違えたと思うんですけども、借りた年数と総額がまだちょっと言われていないみたいなんですけれども。それと実際コンテナハウス1個買うのはどのぐらい金額がかかるのか、それもちょっと教えてください。

それとあと光熱水費で水道料が968万円、下水道使用料は1,300万円なんですけれども、この差が370万円開いていて、これは何か理由があるんでしょうか。その2つ、お願いします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） まず初めに、コンテナハウスの借料についてご回答いたします。コンテナハウスのほうは、リース契約期間が平成22年2月末からで、3月から実際の支払い、平成27年5月末までという形で当初契約してございました。こちらの総額が129万2,571円ということで、ほぼこちらの金額と等しいような金額がそのコンテナハウス及び、中に空調機等がございますのと、そこに設置する手間を含めるとほぼ同じぐらいの金額となっております。

それと下水道のほうでございますが、下水道料金が前年度に比べてかなり高く  
なっております。水道と下水道の料金の違いということでございますね、失礼いたしました。水道につきましては、大きく使っているところが、第二清掃処理場のボイラー水、ボイラーを運転するための水ですね。それにつきましては、井戸水なんかですと処理が大変になってしまいますので上水を使ってございます。同じく第二清掃処理場にございます機器を冷やすための機器冷却水というものが  
ございますけれども、回転機器の軸受けとかの熱をとるために使っている部分



と、あと生活用の水となっております。一方、下水道のほうにつきましては、し尿、特に今年度からし尿処理施設の処理方式を変えてございますので、入ってきたし尿を薄めて下水道に流さなくてはいけないのですね。そのために入ってきた量の5倍ぐらいに、これは井戸水を使って希釈しているのですが、その水を下水道として放流いたしますので、水道イコール下水道という形ではなくて、その多く使っている井戸水の量と合わせて下水道料金という形で発生しております。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 3点あります。まず1点目が、11ページの事業系廃棄物処理手数料に関連して伺います。事業系の搬入量が昨年度も微増しておりまして、このままですと、6年後計画に出ています平成33年、2021年の目標値が6万2,000tとありますが、また新ごみ処理焼却施設の処理量も6万5,576tということですが、それを達成しそうもないというふうに伺います。その対策として3月議会で手数料の値上げについて伺ったんですが、難しいということでしたので、それではということで、削減策として、生ごみ資源化の協力を促すということや、また、容器包装プラスチックや紙類などがかなり混入されているのではと推測しますので、定期的に抜き取り検査などをしてペナルティーを科すということも有効かと思えますけれども、これについての見解を伺います。

2点目です。19ページ中ほどの地域防災整備事業総合交付金について、その中で2点伺います。1点目は、毎年補助金を出している先として、新宿町内会のほかに、根公害対策委員会、ほかに宮原自治会というのも毎掲載っておりますけれども、今回のこの交付金を本郷新宿町内会だけとした理由について伺います。

この項目の2点目として、この交付金に関して新宿町内会が作成しました防災事業整備計画書を見せていただいたんですが、その中に、交付事業の効果として、災害時に組合職員の方の配置が難しいということも想定され、また、組合の備蓄する資機材、物資にも限界があると考えられることから、連携することにより効果的な活動に寄与するとありました。そこで伺うんですが、高座の施設の災害時の避難受け入れ体制としてどんな運営を考えているのか、また、資機材等の備蓄体制についても伺いたいと思います。

最後ですが、33ページ、最終放流水等分析業務について関連して伺います。昨

年度の決算では3万240円というのがここに載っていますが、その前の年、平成25年度、2013年度は29万640円ということで、この差異についてお聞きしたところ、運転管理が昨年度から委託されるということで、通常の方は委託金に入っているということをお聞きしました。そこで伺いますが、運転管理が委託となりますと、どのような検査や点検が行われたのか私たちには把握しにくくなるなど考えますけれども、その辺をどのように私たちに補っていただけるのか伺いたしたいと思います。以上です。お願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） まず1点目の事業系の廃棄物についての搬入量が多く増えてしまっているというところがございますが、こちらのほう、高座清掃施設組合自体は搬入されたごみを焼却するというので、なかなか事業所に対して働きかけるといようなことが直接はできないのでございますが、構成市のほうにお伺いしたところ、事業系ごみで多く増えているところは、コンビニエンスストアのごみの持ち込みが増えましたというふうなご回答をいただいております。

平成33年度までの一般廃棄物処理基本計画のごみを減らしていこうという取り組みの中で、家庭系のごみについては計画どおりというか、いい形で進んできておるのでございますが、事業系につきましては、今思ったような減少がなく、特にこれからまた大型の商業施設等が開業された場合には、そちらのほうのごみについては自己責任ということで、自分たちで処理してくださいねというふうな条件にはなっているそうなのでございますが、やはり開業されますと、そこに付随するようなごみが若干は持ち込まれるようなことがあろうかと思っております。これに対して削減ということで、先ほど生ごみの有機性廃棄物の資源化等のお話もございましたけれども、これについては本年の食品リサイクル法ですか、そちらのほうでも取り組み目標が新たに設定されたようなことがございますので、事業者のほうの努力をお願いするというか、任せるようなことがまずあろうかと思っております。

それと内容物を検査してプラスチック類等の混入を減らすようにということがございますけれども、当組合のほうでは、ごみ搬入ステージのところ自走式のごみ検査機というものを設置してございまして、現在毎日のようにちょっと行

えないんですが、そちらのほうで検査を行っておりまして、その中で違反が多く見られるような事業者さんにつきましてはそのごみを持って帰ってもらうとともに、こちらの高座のほうからも不適正ですよという連絡もしますし、構成三市のほうにご連絡して、指導してくださいというふうなお願いもしてございます。

あと次に、し尿処理費にかかわる最終放流水等分析業務についてお尋ねがございましたので、ご説明させていただきたいと思います。こちらは、25年度につきましては、下水道法に基づく最終放流水の分析と、厚木基地から浄化槽汚泥が持ち込まれてくるんですが、そちらのほうの汚泥の抜き打ち検査の2本立ての契約をしてございました。それに伴って29万幾ら、すみません、今手元に数字がなくて申し訳ないのですが、そういう金額だったと思うんですが、26年度につきましては、その下水道放流にかかわる放流水の検査というのは委託しています三井造船環境エンジニアリングの委託費のほうに込みで、そちらの事業者が実際に自分たちで処理をしていますので、確認の意味も込めてそちらのほうでやりなさいということで、委託費のほうに入っております。ただし、厚木基地からの浄化槽汚泥の抜き打ち検査につきましては、入ってくるものでございますので区分としては高座のほうの持ち分だろうということで、そちらのほうの年4回の汚泥の抜き打ち検査を行っておりまして、その費用が3万240円だったというところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） それでは、決算書19ページの地域防災整備事業総合交付金についてのご質問にお答えいたします。どうして新宿町内会が交付先になったかというお話でございます。まず私どもの所在が新宿町内会であるということが第一でございます。こちらが地縁団体になっているということで、交付先としての的確であるという判断のもとに、まず新宿町内会を選出したということが第一でございます。

その交付金の対象先がどうして新宿だけなのかというお話なんですが、これは代表して新宿町内会に整備事業を委託しておるところでございまして、こちらは新宿だけの住民に対して行うものではございません。当然根地区についても、もっとトータル的に言えば本郷自治会についても総合的に整備していただく。新宿町内会の住民だけを対象としたものではなく、本郷自治会内で運営していったい

ただこうという総合的な計画のもとに、補助金を支出したものでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） いや、まだまだ。避難の受け入れはどうなっているかとか、あと備蓄についてどうなのかと聞かれていますけれども。総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 現在、私どもの施設については、避難、備蓄の備品、資機材等については全く準備がありません。これを補うために、新施設についてはもちろんその機能を持たせておりますが、私どもが現状の施設を維持するに当たって、並行して避難住民に対する資機材、人材等があるかという質問に対しては、今のところ全くございません。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 組合としましては、施設更新に伴って、公園の整備を処理施設とともに防災の拠点として計画してございます。その中で、災害時に多くの避難者を受け入れる等、対応的に十分なのかという部分も考えられますので、地域と連携することで、人的、そして物的な部分の支援も得られ、災害時における効果的な活動ができるのではないかとということで効果のほうを考えているわけでございます。現在は、今補佐が申しましたとおり、災害時における避難者受け入れに対して資機材等があるというわけではございませんので、今後の部分の中で、新しい施設の中で地元と一体となって、災害時における受け入れ体制を整えていきたいということで考えております。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） ご答弁ありがとうございます。もう1回お聞きしたいと思います。まず1点目の事業系廃棄物の搬入に当たっていろいろ抜き打ち検査をしているというお話に関連してですが、現実にはやっけていて、それを指摘することで、次回から搬入業者はその辺を気をつけるのか、効果があるということなのかどうかを確認したいというのが1点目ですね。

それから、地域防災整備事業総合交付金に関連してですが、新しい施設の災害時の避難受け入れのことはまだこれからつくっていくという話で、当然そうと考えられますけれども、自分の市において考えてみますと、避難所というのは地域の市民が一緒になって運営していくわけですが、ここの高座の施設は三市の構成によって行われているけれども、地域的なものから、その避難所の運営にかか

わることを地元の方々にもご協力を願うというような体制を考えているということでもいいのかどうかをちょっと確認したいので、ご答弁をお願いします。

最後の最終放流水等分析業務に関連してのことですが、これは具体的にどうとかということではなくて、委託にいろんな点検や検査などが入ることで、これまでの決算書だとそれが個々に出ていたものが見えなくなることに對して、どのような手当てをしていっていただけるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、地域防災の3,000万円の関係なんです、今後、組合としましては、当然施設更新に当たって、今現在進めております周辺環境整備が行く行くは災害時における避難所的な機能も得られるということと、あと当然新しい施設の中では、避難所的な部分で資機材等の装備というのも考えていかなければならない。その中で、先ほども申しましたとおり、高座だけだと避難されてこられる方が多かたりすると対応ができなくなる部分もあろうかと思しますので、当然地域と一体となった形で連携をとりながら、地域の協力を得ながら、避難所としての機能を持っていきたいというふうには考えております。よろしいでしょうか、以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 最終放流水等分析業務につきましてですけれども、委託費のほうに入っておるということですが、こちらのほうは任せてしまっているからそれまでということではなくて、高座清掃施設組合のほうで結果報告書として毎月上がってきているものを確認して、適正に運営されているところを確認してございます。金額については、やはり委託費の中の1つの項目というような形になってしまっておりますので、決算書等にはあらわれてこないんですが、ご要望であれば内訳のほうをお出しすることができますので、またご依頼いただければと思います。

それとごみ検査のほうなんです、年度の中で11回、業者のほうに不適正という指摘を行ってございます。その中で2社については不適正な搬入がおさまったというような事実がございまして、書面による指導、依頼を4社に対して延べ11回行いまして、2社の不適物搬入がなくなったというような26年度の結果になって

ございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それでは何点か質疑をさせていただきます。まず、事項別明細書の18ページから19ページ、先ほども話が出ました総務費の地域防災整備事業の交付金についてお伺いしたいと思います。これは当該の決算年度以前は周辺対策協議会補助金として予算計上されておりましたが、毎年、不用額として全額計上することを繰り返してきたものでありまして、その経過及び予算措置のあり方についてはここでは改めて指摘いたしません。この年度から地域防災整備事業の交付金として支出されているわけですが、まず、この交付金の対象団体である新宿町内会への交付日はいつだったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

2点目なんですが、先ほど加藤議員の質問の中でも出ました、交付金に当たって当該の対象団体である新宿町内会からは防災事業整備計画書が提出されておりますし、事務執行上からすれば、高座清掃施設組合は、この地域防災整備事業総合交付金交付要綱というのを当該決算年度において策定しております。それを見ますと、交付対象事業は全部で5項目列記をされておまして、4項目めに防災拠点整備事業として、防災広場、防災備蓄倉庫というものが挙げられております。こちらの町内会の事業整備計画書のほうにも同じように事業計画の中で、これは収支計画書の支出項目の備品等の購入費の中に用地費が入っているのがちょっと不思議なんですけれども、いずれにしても、まずはこの用地費というのは用地の購入費なのか、それとも賃借料なのか、どういう事業計画となっているのかということについてお伺いをしたいと思います。

もう1つは、先ほどの答弁の中に地縁団体ということがありました。恐らく地縁団体だろうと思いますが、例えば土地の購入等に関しては、認可地縁団体は法人格を取得していますので、土地の所有等は登記上も可能だと思うんですが、この新宿町内会はいわゆる認可地縁団体なのか、法人格を有しているのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

次に、事項別明細書の26ページから27ページ及び30ページから31ページの衛生費、まずは項目的にいきますと、26、27ページではダイオキシン類作業指揮者講習、30、31ページのところではダイオキシン類等測定分析業務及び作業環境測定

業務についてお伺いをしたいと思います。

まず、ちょっと私、見落としているのかもしれないんですが、あるいは既に報告がされているのかもしれませんが、こうしたダイオキシンに関しての測定結果、作業環境測定のほうと、いわゆる周辺環境対策も含めることになると思いますけれども、ダイオキシン類の測定分析業務の測定結果について明らかにしていただきたいと思います。

次に、作業指揮者講習というのが行われておりますけれども、これは何年度から始まったものなのか。すみません、細かな数字を急に聞いて恐縮ですが、もしわかるならば結構ですけれども、講習を受講したものは現状で何人ぐらいいるのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

また、このダイオキシン類との関係で言えば、労働安全衛生規則の第592条の7というところに特別の教育というのがあります。特別の教育に関しては、このダイオキシンの関係業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対して、次の科目について特別の教育を行わなければならないとして、1から5項目までが列挙されております。こうした特別の教育に関しては、当高座清掃施設組合はどのように取り組んでおられるのか、その点についての説明を求めたいと思います。

また、大変健康被害が心配されるところであります。職員の血中ダイオキシン濃度測定は現状行われているのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、事項別明細書の26ページから27ページの清掃総務費の中の委託料、産業医管理ということで、当該決算年度では78万8,940円の支出がありますけれども、当組合の産業医の業務内容について説明をいただきたいと思います。常駐ではないと思うので、巡回で回ってこられていると思いますけれども、どのぐらいの頻度で巡回をされているのか、あるいは産業医としてどういった職務を行っているのか、この点についての説明を求めたいと思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） まず、交付金の交付決定については日付をお尋ねだと思われ。これは平成27年3月13日に交付を決定してございます。申しわけございません、実際にいつ相手方の口座に支払いを行ったかというのは、現在資料がございませんので、また改めてお答えさせていただければと思います。

先ほどの地縁団体という件につきましては、海老名市さんで承認された法人格を持っておる地縁団体、そういう意味でございます。

第4項目につけ足されてありました表にありますのは用地購入を含めてということです。もちろん用地購入のほかにも、議員のおっしゃられたように、それが借地である場合には借地料になろうかと思いますが、そこを含めたものでございます。

すみません、先に産業医のご質問にお答えさせていただきます。産業医につきましては、月1回労働安全衛生委員会を開催してございます。こちらに出席していただくというのが1つでございます。健康診断について、交代勤務者については年2回、常勤者については年1回実施しております。この健康診断の結果の考察を行っていただいております。これが主な業務でございます。もちろん今メンタルヘルス等もございまして、この産業医等の中には臨床心理士さんの費用も含まれてございます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは私のほうから、3,000万円の関係で防災拠点事業とはと聞かれていたかと思うんですが、その分につきましては、私どもの交付要綱の中で防災拠点整備事業ということで、防災広場、防災備蓄倉庫、あとテント、除雪機といったような施設整備の部分についてを回答として考えてございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） ダイオキシン類等の測定についてご質問いただきましたので、ご回答させていただきます。まず、ダイオキシン類の作業指揮者でございますが、26年度に4名、作業指揮者講習を受講しまして、従来取得者17名と合わせて21名取得してございます。作業指揮者でございますので、こちらは1つのグループで実際の作業をするときにその指揮をとるといようなことでございまして、必ずしもこの21名全員が現在炉の担当をしているというようなものではございませんで、それよりも多い人数取得しているような状況になっているのでございますが、現状の焼却施設及び灰を扱うような施設で作業する主任、副主任等はこちらのほうの資格を取って充足してございます。

ダイオキシン類にかかわる特別の教育でございまして、26年度、25年度に特別



な教育は実施してございません。というのは、焼却炉、それから灰積み替え所等で灰を扱うような作業をしている職員というのは今入れ代りがございません。過去については、IHI環境エンジニアリングがそのような特別な教育の講師をできるというようなことがございましたので、そちらのほうに委託して実施して、現在従事している者は皆特別な教育を受けている形でございます。

それと血中ダイオキシン類濃度測定でございますが、過去には、地元からの要望もございまして、職員に対するダイオキシン類に係る血中濃度の測定を行いました。これも個人差はございましたが、焼却灰とか排ガス等、こういう職場で働いているから特にダイオキシン類濃度が高いというようなことはございませんで、一般の方のレベルから考えても適正であるということがわかりましたので、新しい職員についてはダイオキシン類の血中濃度測定を行っておりませんが、その当時、もう特に問題がないねというところで打ち切った経緯がございます。

あとはダイオキシン類の環境にかかわる測定というところでございますが、プラントに対しては、排ガスの測定、それから煤塵、固化灰の測定であるとか、焼却灰、高座でいいますと焼却残渣になりますけれども、そういうもののダイオキシン類の含有量の測定等は行っております。それとし尿処理施設、排水処理施設、最終処分場等の下水道放流水ですね、排除水、そちらのほうからの法に基づくダイオキシン測定というのは行っておりまして、現状、異常値は検出されていません。法的に安全であるというところは確認されております。

それと環境測定ということで、宮原地区の農業用水を対象に、高座清掃施設組合の上流から流れて下流に行くところの農業用水を何点か測定してございます。それとともに、本郷地区の公民館を対象に周辺環境大気調査ということで、公民館のところに機材を置いて1週間、そちらの大気を捕捉して、ダイオキシン類の濃度測定というのを行ってございます。そちらについても特に問題はございませんでした。

作業環境測定でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました第二清掃処理場の炉室、それから中央制御室、それと固化灰を作製するようなどころ、それと灰積み替え保管所、第二清掃処理場から灰を運んで貯留しておくところなんです、そちらの作業環境測定を行っております。残念ながら、灰積み替え所の灰を積み替える室内は建屋内が1カ所だけ第三管理区域という形で、そ

のほかは第一管理区域で問題ございませんが、そちらだけ第三管理区域というふうな形になっておりますので、そちらのほうは灰の溶融処理を委託しているところに、ダンプに灰を積み込む作業をしておりますけれども、そちらにつきましては現在、中に立ち入らないで積み込めるようにということで、リモコン操作によりリーチローダーを使って積み込みを行っております。場内を洗浄する作業を行う職員が必要になってしまうんですけれども、そちらにつきましては防護服をつけまして、エアラインマスクで空気を送って作業をするというような安全対策を施して作業をしております。

ダイオキシン類の作業指揮者講習の開始年度なんですけど、ちょっとはっきりとした年度がわからないのでございますが、平成14年12月だったと思うんですけども、ダイオキシン類にかかわる法的整備というのがあったと記憶してございます。それ以降、労働安全衛生上、そういうような作業については作業指揮者を置いて作業しなさいということになっていると思います。それに伴って、順次、作業指揮者講習というのを受講させてございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それではただいまの答弁に対して再質疑を行いたいと思います。まず、地域防災整備事業総合交付金、交付日が平成27年3月13日ということなんですけれども、一方で、高座清掃施設組合が作成した交付要綱なんですけれども、これは施行日が同じく平成27年1月30日という日付になっているんですね。ちょっと私自身がこの年の予算編成の段階で高座の議会におりませんでしたので、その辺の事情はわからないのですが、ということは予算編成の段階ではこの要綱はできていなかったという理解に間違いなくなると思うのですね。その場合、予算編成の段階で総合交付金を一括交付金として3,000万円予算計上するに当たって、その事業内容が特定されない形で計上されたことになるのではないかと。後から交付要綱を作成することによってそれが策定された形になるわけで、これは予算執行のあり方としては余り適切なものではないかなというのが率直なところなのですが、どのようにお考えなのか、まずは見解を求めておきたいと思っております。

もう1つは、交付対象事業の中で防災拠点整備事業の防災広場や備蓄倉庫に関して言えば、いわば土地の購入も含めて、法的には認可地縁団体ということで法

人格を持っていれば土地の保有をすることができるということなのですが、翻って考えてみると、では先ほども話になった公園整備の問題がありますよね。先ほども事務局長がおっしゃったとおり、どの自治体でもそうでしょうけれども、最新の都市公園の整備に当たっては防災機能を加味する、あるいは、これは国からの社会資本整備総合交付金等の活用があるかどうかはわかりませんが、社会資本整備総合交付金の交付メニューの中には防災力の強化ということで、防災機能をあわせ持つ都市公園に関しては交付対象、補助対象となっているという現状がありますよね。そういったところからすると、その防災機能を強化していくということ、あるいは、現在は資機材が全く整備されていない状況ではあるけれども、今後はこの高座清掃施設組合がそうした防災拠点としてのもを持つようになっていくことに関して、私もそういう方向性で進めていくべきではないかと考える次第ですけれども、だとするならば、逆に言えば、その町内会のほうの事業メニューの中にあえてこれを加えてやるよりは、その公園整備の中で防災機能をあわせ持つ——もちろんその公園の整備の中で広場もあるでしょうし、かつ備蓄倉庫をつくることも可能でしょうし、やることができるんじゃないかという率直なところで、公園に関しても私が議員でない間にこの議会の中で決められたことなので、率直に疑問を持つところでもありますので、その点に関して見解を伺っておきたいと思います。

あと総じて交付金の支出の仕方としては、去年の決算のときも言ったかと思うのですが、基金を造成してというのは、私の考えで言うと、町内会のほうに基金を造成するのではなくて、高座清掃施設組合のほうに基金を造成して、その基金から具体的な事業計画が出て、単年度ごとに事業計画書が提出され、それに対して交付金を支出するというのが通常のやり方ではないかと。一括交付金という制度は最近は余り聞かなくなりましたが、かつての政権のときに一括交付金という形がありましたけれども、それでも次の年に繰り越すことができたとか、比較的柔軟な対応が今もとれていますけれども、これだけ一括して5年間にわたって交付金として交付するやり方というのは余り見たことがないというか、異例の措置だなというのを率直に感じるところです。だとするならば、この経過があることは重々承知しています、地元の皆さんとのお約束ということを経営長もおっしゃっていましたが、3,000万円の支出に関しては、単年度ご

とに事業計画を提出して、その事業に対して交付するというのが、本来の行政事務執行上、適正なものではないかなと思うのですけれども、その辺に関しても見解を伺っておきたいと思います。

あとダイオキシン類のことにに関してなんですけれども、今、施設課長が平成14年とおっしゃいましたけれども、私は平成13年に法令上の整備が行われたというふうに理解をしておりますので、恐らく平成13年以降という形になると思われますけれども、今すぐにはということであるならば、そこはまた改めて確認をさせていただきたいと思います。何年度からこの作業指揮者講習は始まったのか。あるいは、特別な教育に関しても何年度に行ったのか。これは単年度ですか、まずそれだけ聞いておきましょう。1年だけですか。後ほどご答弁をいただければと思いますので、その点に関して知らせていただきたいと思います。

あと産業医についてなんですけれども、月1回の労働安全衛生委員会への出席ということなんですけれども、それにあわせて場内の巡視はやられていますか。法令上、そこに関しては、最低月1回の場内の巡視ということと、おっしゃっていた健康診断のフォローアップ等が行われているのは非常にいいことだと思います。やられていない自治体もありましたので、その辺は評価をしたいというふうに思います。以上で2回目の質疑を終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、地域防災計画事業の見解ということですが、確かに交付要綱を制定したのが2月ということで、実際、当初予算の時点では、3,000万円の部分については何年も前から予算化しては流れてという形で、どういう形の支出がいいかというのは、沖永議員さんが言われましたように、毎年決まってから基金を組んだりしてといったような方法も検討させていただいた中で、実際私どものほうとしましては、26年度の中でこういった要綱を検討して2月に立ち上げたということでございます。ですので、確かに3,000万円の予算時点では要綱のほうはまだ模索段階のような状態でございます。それは当然計画があつてからの予算と言われてもいたし方ないということは承知してございます。

また、防災機能の部分につきましてですが、公園の中に防災機能ということで、避難所的な部分でテントやかまど等といったような部分も検討はしてござい

ます、私どもにつきましても。その中で地元のほうも、事業計画の中でそういった防災広場、備蓄倉庫の建設というのも考えておられます。私どもと地元との間には新幹線がございますので、新幹線等が何かあったときにはなかなかこちらのほうにも避難できないといった部分もありまして、地元のほうは、本郷地域が広い場ですので、この南部地区にはなかなか避難場所がございますのでそういった部分も含んで考えられたということで聞いてございます。

また、支払いの部分については補佐のほうから回答させていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 議員のご質問にお答えいたします。なぜ私どもで基金を設けずに相手方に基金を設けていただいて実施したのかという点について、私どもで4点検討させていただいたということでございます。防災対策事業は短期間で達成するものでなく、長期間となる見込みであるということが1点。

また、地元町内会としては、効率的な防災事業を進めるについては時間が必要であるという考えのもとに、また、交付金の受け皿として町内会を選んで、そこに受け皿として独自の基金の規定を設けていただいて、5年間を目途に必要な資機材を購入していただく整備計画を計画し、実施していただく。5年間という期間の猶予を与えたということでございます。

また、3点目として、町内会が責任を持ってそれを保管し、自主的に自立的に資機材の整備に取り組んでいただこう、また、それに伴って防災意識と運営管理責任の自覚を高めていただいて、より有効的に交付金を使っていただこうということで考えてございました。

また、その資金運用については高座への報告義務を課してございます。交付した5年間、各年度の実績を報告していただくということにしてございます。これは義務でございますので、毎年度ごとに報告があるということを確認しております。

産業医についてでございます。場内巡視は、労働安全衛生委員会の会議が終わった後に実施してございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） ダイオキシン類の作業指揮者講習、それからダイオキシン類に係る特別な教育に対するお尋ねでございましたけれども、ただいまそ

ちらに対する正確な資料がございませんので、後日改めてご回答させていただきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） どうもありがとうございました。ダイオキシンに関しては、そこは改めて確認させてください。どの年度から始まって、これまでの作業の中で適正なダイオキシン暴露対策が行われてきたのかどうなのかという点に関して、改めてお知らせをいただきたいというふうに思います。

防災に関する総合交付金なんですけれども、今答弁のほうで毎年報告の義務とありましたけれども、皆さん方がおつくりになった交付要綱では義務になっていないと僕は読み取りましたけれども。なぜかという、第8条に対象事業の遂行及び報告というところがあります。その中で、恐らくそれに該当するようなものとして、組合長は毎年度末までに基金を使用して実施した事業について交付事業者からの報告を求めることができる。つまり、相手方、交付対象者の義務とはなっていないんですよ。もちろん道義的に言えば、組合長が求めれば相手方は応じてくれると思いますけれども、それは要綱の条文上はそのことを義務づけられていないんですよ。だからここも、確かに私は違和感を若干覚えました。そうしたら、ここは主語は組合長ではなくて、交付対象団体は組合長から報告を求められたときは報告をしなければならないというふうにすると義務になるわけです。こっちはできる規定ですから、条文上から言うと、もう少し交付要綱を検討し直したほうがいいんじゃないかなというふうに率直に思います。

それは細かな話なんですけれども、総論的に言えば、3,000万円を地元の人々に使ってほしいということを経験としてよしとするならば、より有効に活用するというのが本来の形なのではないか。はっきり言って、この3,000万円のうち、例えば用地購入なのか賃貸借なのか、どういう事業計画を練るかによってくるとは思うのですが、明らかに額的に見ると用地購入も含まれているのではないかと推測されるわけなんです。そういった防災広場だとか用地費の問題というのは、逆に言えば、都市公園のほうで解決できる問題じゃないか。防災資機材とか、もっとほかにも有効に使える分が出てくるわけですし、逆に言えば、その広場のことで、とにかく3,000万円を使うためにというところから出てきているのではないかとと思われる人も出てくるのではないかと逆に思っちゃうわけなんです。

ね。つまり、税金の支出を有効に活用していく、その目的であるこれまでの地元対策が妥当だとするならば、そういった税金の効率的な使い方というのが必要なのではないかと。そこは常々効率的な執行を心がけておられるであろう組合長からすると、いまひとつ、税金の執行の効率性というところからいえば、疑問の残る措置ではないかなというのが率直なところですが、何かお答えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、予算執行上、沖永議員さんが言われるそれも一理あるわけです。しかしながら、新宿という地域は、私どもの高座清掃施設組合という公共団体は三市が構成団体、一部事務組合であってもそこに直結した地域であります。その地域が何十年も私たちの施設を認めてきた、更新を認めていただいた、そしてそういった形になった。そういった部分において、本郷の自治会に対しては、市としてできますけれども、やっぱり町内会という単位で、海老名市って意外とそういった制度を持っていません。そういった部分で、直近である高座清掃施設組合として、その直近である新宿に対して、いろんな交付要綱の中で、いわゆる町内会が求めるもの、そういった部分について調整を行ったことがこの結果であります。

しかしながら、今言われているとおり、その使い道というのは要綱上不備があるという指摘は理解をしています。町内会の責任者とお互い信頼関係がありますので、そういった部分についてはしっかりと義務づけていきたいというふうに思っています。今後、その部分で3,000万円がそのまま防災器具の関係に使われるのか、私どもの公園計画も今まだはっきりしていませんので、明確になった段階で早急に協議をして、効率性のある交付金の使い方をしていただきたいということは話ししたいと思いますが、1つだけ言えることは、やっぱり高座清掃施設組合の避難所というのは地域じゃなくて広域的に使うべきじゃないかという話も出ています。そういった部分では、自助という形の中で、災害があったときは自分たちでやっていきたい、高座の部分では構成三市で広域的に使うべきではないか、そういう話も出ていることはあります。そういったことをご理解をいただきたい。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君） それでは質疑をさせていただきます。まず最初に簡単なことから伺いいたしますと、改善していただきたいということなのですが、決算書の左ページの上に、普通でしたら款とか項というものが記されているかと思うのです。過去の予算書などを見ますとちゃんと記載されているのですが、今回の決算書には記載されておりません。これが仕様の変更なのか、それとも単なる事務上のミスなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

次に、決算書33ページですけれども、鹿嶋市環境保全協力金が7万5,000円増額されているんですけれども、これのためにここで予算を流用しなければならないという事態になっているわけですが、この増額の理由について確認させていただきたいと思います。

次に、決算書35ページ、5款土木費1項都市計画費1目公園費において、ここでも1,784万円が流用されております。ここは公園の関係だと思いますが、どちらも繰越明許費になっているということで、実際の予算の執行は次年度以降になるということでありまして、それをわざわざ流用した理由について確認させていただきたいと思います。

次に、先ほどから質疑になっております施設修繕費について伺いいたします。過去の議事録を読みましても、この問題が特に議論されてきていることがわかりましたけれども、年間の施設修繕費が8億7,580万円にもなっているわけです。組合の説明では、流動床炉であるがために修繕箇所が多いこと、また、一般競争入札になじまないとの判断から、割高を承知の上で随意契約にしているとの説明を受けております。この2点目の随意契約の問題は、他市の実施状況などを見ますと、一般競争入札というところも実際にあるようで、そうした点で、組合としてプラント側の言い分をうのみにするのではなくて、独自の研究や判断があり得るのではないかと思うところでもあります。そうしたところで、プラントと互角に渡り合えるというのは、互角というのは難しいにしても、機械や化学についての見識をしっかりと持って、プラントメーカーの言い分を検証できる組合の職員が必要だと思いますけれども、この現状はどのようになっているのか確認させていただきたいと思います。

また、今後新施設になりますと、民間にお任せという形によりなるとは思いますけれども、その場合はこれまで以上にメーカーの言い分を検証する力が組合に求



められると思いますので、こうした職員の機械や化学についての専門分野の力量をどのようにしていくのかということをお教えいただきたいと思っています。

次に、この間の議事録を読みました中で、施設修繕費についての内訳がよくわからないという質疑の中で、今回、施設修繕費説明資料が事前の説明会などでも示されました。それを見させていただいたのですけれども、幾つか気になるところがありますのでお伺いいたします。

1つは、随意契約のなせるわざだと思っておりますけれども、落札率がほとんど98%とか99%となっています。これをどう考えているのか、教えていただきたいと思っています。

次に、平成26年度の第二清掃処理場の故障一覧によれば、112件の故障があり、補修を行ったということで、そのうち軽微な18件は組合の職員が対応している、残り94件をプラントメーカーが補修を行ったということでもありますけれども、しかし、その中身を見てみると、94件のうち10件は翌年の補修に先送りされている内容です。また、28件ぐらいは発見されたその日のうちに補修されている内容です。つまりそれほど大がかりな補修ではないということは、それほどお金もかからないものだというふうに考えるわけです。そうすると残りの56件に注目するわけですが、そこでも溶接補修だけとか、スイッチ交換だけというお金がかかりそうでもない項目がたくさんあります。では、どこに膨大な補修費がかかっているのかということなんですけれども、この資料ではわかりません。そこで、この一覧の中にそれぞれかかった金額を入れてほしいと思うわけですが、今後対応していただけるかどうかお伺いいたします。

次に、またこの資料の中で2点ほど不思議な点があるので確認させていただきたいと思いますが、平成25年9月起案の補修費設計書というものを見せていただきましたけれども、なぜか1ページから7ページまでと、あと19ページがあるだけでした。この設計書は少なくとも25ページはあるものと推察できるのですけれども、これはなぜなのかお伺いいたします。

また、補修時の施工写真も添付されておりますけれども、この写真は平成25年度のもので、26年度の決算を審議するときの資料としては古いのではないかと思うわけですが、この疑問に答えていただきたいと思っています。また、この施工写真には施工された年月日がわからない写真がたくさんありましたけれども、

それがなぜなのかということもあわせて教えてくださいませ。

最後に、先ほどのコンテナハウスについての補足質問でございますけれども、先ほどのコンテナハウスは平成27年までのリース契約ということでした。そうしますと、現在の炉は平成30年までと思いますけれども、残りの3年間について、このコンテナハウスはどのようになるのか確認させていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） ご指摘のあった決算書の見方についてと申しますか、落丁があるのではないかとというご質問に対してお答えいたします。私どもは、事項別明細書等の場合、該当になる一番頭の部分に款項目を載せておりました、引き続き次ページ以降になる場合について、次ページには款項目を載せてございませんでした。これが落丁等ではないか、見づらいのではないかとというご指摘だと思われますので、今後参考にさせていただいて、検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） たくさんございますので、ちょっと落ちてしまうこともあろうかと思いますが、まず1つ目、鹿嶋市の環境保全協力金が増額になっているということでございまして、こちらにつきましては、し尿処理施設を建設するに当たって、古いし尿処理施設の大きな槽の中に、今まで処理した残りといえますか、いわゆる汚泥と言っているのですが実際には砂等の堆積とかがございまして、そういうようなものをできる限り脱水処理をしたのでございまして、その残った処理分が一般廃棄物となりますので、こちらを中央電気工業のほうに委託して溶融処理したところでございまして、その分、鹿嶋市への環境保全協力金が発生したところでございます。

施設修繕費の落札率が99%、98%あるではないかというところでございますが、こちらにつきましては、私ども、設計をするわけでございますが、当初の設計に対して故障等が発生するものもございまして、かなりの高額になってございます。随意契約でございますので、ある意味、向こうの言いなりというよりも、むしろこちらのほうで値引くと言ったらおかしいですが、価格交渉というものを行っております。そういう形で、これについてはこの設計に基づいてこれだけの

金額が要らないのではないかとということで交渉した結果でございまして、その中におさめているような形で契約を行っているものですから、85%とかそういうような形にはならないところが現状でございます。

故障一覧のところにも金額を記載できますかというお尋ねだったと思うのですが、単体で行っているものについては、その直接工事費の部分に金額をお示しすることは可能でございます。ただし、当初から施工する項目であったものについて追加的に壊れた部分を追加してやるよという形になった場合には、その設備の1つの工程として追加してしまうものですから、そこだけの金額を算出するのが難しいというのが現状でございます。

設計書について飛んでいる部分は、お渡しした緑の資料に基づいてのお話だと思うのですが、先般お話ししましたとおり、26年度の第二清掃処理場の200 t 炉の定期整備補修でございますが、設計書自体はおよそ300ページでございます。その中で触媒反応塔の交換の部分だけをお示ししたいということで、緑の資料のほうにも割愛して載せさせていただきました。そこからさらに抜粋したのが皆さんにお配りした資料という形になってございますので、この300ページをお渡しするとしてもご説明するのなかなか難しいというところがございます。こちらのほうにお越しいただければ、全部の資料をお示ししてご説明できるかと思っておりますので、ぜひそのような形でお願いしたいと思っております。

コンテナハウスでございますけれども、リースで27年5月末までということで契約いたしまして、その後は実質的に3年という形で契約になりますけれども、リースという普通1度返して新しいものでリース契約を結ぶというのが普通のリース契約でございますが、現状あるものがまだ使えるところがございますので、再リースという形で平成30年度に向けて契約をしております。

あと施工に関する日付がなかったというご指摘でございますが、こちらのほうを見ていただくと黒板がありまして、この中には日付が載っておるのでございますが、かなり見にくいような形になっておると思っております。こちらのほうも毎年の補修が終わった段階で補修報告書が出てまいりまして、こういうふうに看板が見にくいところについては横のほうに説明で日付等を載せてございますので、こちらのほうも現物をごらんいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 5款土木費の流用について回答いたします。17節公有財産購入費、22節補償、補填の流用ですが、不動産鑑定をした結果、17節の用地購入費は金額が余るのですが、22節の建物の補償等が足りないのので、総額の中で流用させていただきました。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） すみません、漏れておりました。点検整備補修項目の内容を検証されておりますかというご質問でございましたが、そちらにつきましては、以前の資料でもお示ししましたとおり、年度の補修計画は事前につくってございまして、そちらに基づいて基本的なものは項目として挙げてございます。それを取捨するに当たって、日常の維持管理をする職員と、プラントのほうの補修を設計する職員とで確認をして、その補修項目を決める会議を持つておるというご説明もさせていただきました。その中で予算が確定したのと同時期に前年度の補修の報告が出てまいりますけれども、そこで出てきた新たな補修項目であるとか日常の運転点検をやっている中で出てきている補修が必要な項目等を加味して取捨選択を行っているということでございます。新しいごみ焼却施設になりました場合は、基本的にはS P C、特別目的会社のほうで持っている計画に基づいて点検整備補修が行われるような形になるのでございますが、当然にして高座清掃施設組合が設置者でございますので、そちらのほうで、それが適正なものであるかどうかという検証は行うような形になってございます。そういう仕組みがある契約という形になってございます。

あと、よその施設では随意契約ではなくて入札で行っているところもあるのでないかというご質問でございます。こちらについては、当組合はやはり1施設しか持ってございませぬし、なかなか技術的なことも、いろんな施設を調べるというのも限りがございますが、東京二十三区清掃一部事務組合という東京都各区のごみ焼却施設を建設して運転管理を行っている団体がございまして、ちょっと古いのでございますが、平成21年度9月に全国の自治体に対してどのような形で契約を行っているか調査をかけてございます。そちらの結果に基づきますと、特に施設の根幹をなす焼却炉本体設備やボイラー設備関連、以下、主要設備というところなんでございますけれども、補修工事等は、258施設中219施設、84.9%が

随意契約であると。また、補修工事等を競争入札で発注した場合、これが258施設中18施設ございますが、建設工事請負業者または関連業者が受注している場合が多いということで、それが18施設中16施設ということで88.9%、いわゆるプラントメーカー及びプラントメーカーのメンテナンス会社という形になってございます。清掃工場のような大規模なプラントの主要設備を含んだ補修工事を受注できる独立系の業者は極めて少ない結果になっているというような結果をこちらのほうに記載してありますので、ご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） ご説明ありがとうございます。再質疑をさせていただきますけれども、最初、決算書の左ページの上に款とか項が記されていないとお聞きいたしました。これは落丁ではなくて、落丁というのは製本間違いですから、そういうこととお聞きしたわけじゃないのです。款とか項が記されていないということで、こういう仕様だというお話だったわけですがけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、予算書のほうでは款項目があります。ここに予算書がありますけれども、この左上に款4衛生費項1清掃費ということが書いてあります。これが決算書にないのはなぜなのかということをお聞きしたわけで、単純なミスだろうと私は思っているわけですがけれども、その認識が伝わっていないので、再度お聞きいたします。

次に、鹿嶋市環境保全協力金については理解いたしました。

それから、公園費のところの流用についてですけれども、基本的に流用の意味はわかりますけれども、なぜ繰越明許にするのにこの年度で行ったのかという点は説明がありませんでしたので、もしあれば教えてください。

それから、随意契約の問題では、今のご説明は全くプラントメーカーの手のひらに乗っかっていることを自白しているような感じに聞き取れるわけで、組合としてもっと創意工夫をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

それから、ご回答がなかった点で、このプラントメーカーの言い分を検証できる職員の育成についてお伺いしたわけですがけれども、現状で化学の分野などに精通されている方は2名いらっしゃるというふうに私は理解しているわけですがけれども、そうした方々をこれから増やしていくのか、そしてまた、現在いらっしゃる

る職員の方をよりパワーアップして、プラントメーカーの言い分の中で間違いや誇張があることを見つけられる職員を養成していくつもりがあるのかどうか、その点を再度確認させていただきたいと思います。

それから、落札率が高いという問題では、価格交渉していてその中におさめているからだというとてもおもしろい説明がありましたけれども、この高座清掃施設組合が積算している根拠は、基本的に普通の積算根拠をもとに積算されているはずなんですね。この積算したものというのは、普通の入札ですと85%とか70%とかで落札するようなことが多いと思うのですけれども、高座としては、積算したものを値切った上で交渉しているという説明に聞こえるわけですが、それでいいのかどうか。ただ普通に積算したものを予定価格としているのであれば先ほどの説明は成り立たないわけですが、積算して予定価格を値切ったものを提示して交渉しているということでもいいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

次に、補修の項目56件に注目するということを先ほど申し上げましたけれども、その中で単体での工事については金額の明示ができるけれども、それ以外は難しいということがありましたけれども、しかし、当初、企画書などで予定していたものと違った故障などで予算が発生すれば、そこでの増額分などがわかるわけですから、そういった点で全くわからないわけではなく、推測できると思うのですね。そういった努力をしていただきたいと思いますというのですけれども、いかがでしょうか。また、そうした努力ができないということである場合、少なくとも多額の予算を要したものがどの項目なのかを明示していただきたいと思いますというふうに思うわけです。その点のお考えを教えてくださいと思います。

それから、補修費の設計書については300ページもあるということですので、抜粋というのは仕方ないと思いますけれども、しかし、もうちょっと必要などころが欲しかったなというふうに思っておりますのでご検討ください。

それから、最後の施工写真の年月日についてですけれども、見にくいというお話でありましたけれども、私が見る限り、絶対にこれは写真に書いてありません。そういったものが何点かありますので、そういったものを見逃しているのではないかという点を指摘しておきますので、ご検討いただきたいと思います。

それから、コンテナハウスですけれども、あと3年は再リースするということ

ですが、その再リースの金額について確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 土木費の繰越明許のことなのですが、これは用地交渉が難航したため、不動産鑑定を除いて測量とか用地、建物補償費は27年度に明許したものでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 再度ご質問をいただきました決算書の書き方についてご答弁をさせていただきたいと思います。例えて申しますと、決算書の16、17、18、19ページについて款項目の記載がないというご指摘だと思いますが、これについては14ページの左側の款項目が引き続いているという私どもの解釈で今まではご説明させていただきました。これについては検討させていただきたいと思います。この上の款項目と予算書との比較についても引き続いて研究して検討させていただきたいと思います。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） まず、お示した資料の中で写真に日付がないものもあるが、見落としではということなのですが、こちらのほうで触媒ユニットの写真をお示しさせていただきましたが、こちらのほうで底板の製作中等とございますのは、先方の工場のほうで作製しているものでございます。そういうものについては一体で日付が入っているものもございまして、ぜひこれも補修の報告書をごらんいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。確かに全てのものに日付が入っていないのはわかっているのですが、これを製作しているところが製作中だよというようなところの、その製作先のほうの全体でそちらのほうの日付を入れてあったりとか、そういうことがございますので、ぜひ見ていただければと思いますので、そちらのほうはよろしくお願ひいたします。

設計に対しては適正に行っておりまして、ご案内のとおり、プラントメーカーの部品については特許があるもの、それからほかのメーカーとは必ずしも、同じ機能であっても一般で流通している製品ではないということがございまして、そのところが単体で高額になってしまうところがございます。それでは一番どこが設計できるのかというところでございますが、基本的には作業を行う労務費、

これについては各種の歩掛かり、国等が定めた歩掛かりをもとに、高座で参考歩掛かりをつくってございますけれども、そちらに基づいて行っております。そういった結果の中で、基本的にはこういう金額になってしまっているところがございます。

設計書につきましても、少ない触媒反応塔だけの設計資料となってしまいましたが、こちらのほうもぜひ現場にお越しただいてごらんいただければ、私どもも細かい説明ができますので、見ていただいてご理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと今後の職員の技術的な問題についてでございますが、こちらにつきましては、新しいDBO、新しい施設の運営を委託業者が行う形になりましても、それが適正かどうかというのは高座清掃施設組合のほうで検証しなくてははいけませんので、現場を離れてしまうということは、より書類を見たところで中身がわかるような形にならなければいけないということで、今後に対しては、新炉に引き継ぐまでの間も含めて、監督を行う職員の研修を行えということで組合長からもご指示いただいておりますので、そのような形で養成を行っていく所存でございますのでよろしく願いいたします。

1点漏れてございました。コンテナハウスのリース料、今後の契約金額でございますけれども、今年度の6月から29年5月いっばいで48万7,296円という形で契約してございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。それでは最後の質疑でございますけれども、最初の決算書の左上に款項が記されていない

◎議長（伊田雅彦君） 上田議員、よろしいですか、発言中失礼ですがけれども、その款項目というのは実際の決算の認定のところではないと思うのです。これは決算の認定ですから、書式のことについての質疑は後ほど聞くか、もしされるのだったら簡略にさせていただけますでしょうか。

◎（上田博之君） はい、ありがとうございます。これはすぐ終わると思っていたのに、私の質問の意図を理解していただけていないようなので、繰り返しになってしまって申しわけありません。簡単に言います。予算書であるものが決算書にないのでなぜですかと聞いているので、それについてだけ教えてください。



次に、職員の力量の問題ですけれども、これは口で言うのは簡単ですが、実際にそれを成し遂げるのは非常に大変なことだと思いますので、そのための努力と  
いいますか、プランニングをしっかりととっていただいて、人材の育成を図って  
いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと価格の問題では、説明はよく理解できませんでしたので、また今後ともい  
ろいろお聞きしていきたいと思いますが、積算価格とどういう関係になっている  
のかが理解できていないということをお伝えしておきますので、もし説明いただ  
けるようでしたらお願いいたします。

次に、補修項目で幾ら予算を使ったのかという点についてですけれども、少な  
くとも多額の予算を要したものがわかるようにしてほしいということを先ほど申  
し上げましたけれども、それについてはいかがか、もう1度お聞かせください。

あと、300ページあるこの補修設計書についてですが、いただいた資料を見ま  
すと、25ページを見ろとか、そういうことが備考欄にいっぱい書いてあるわけ  
ですね。ところが、それを見たくても見られない資料が出されているという点で注  
意していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと写真の日付の問題は、日付のないものがあるということをお認めいただ  
いたわけですけれども、工事にかかわるこうしたものの中で日付は非常に大事で、  
マンション問題でもいろいろな流用がありましたけれども、写真の流用というこ  
ともあってはいけませんので、必ず入れていただきたいと思いますので、よろし  
くお願いいたします。

それから、コンテナハウスの再リースについてですけれども、ちょっと期間の  
問題が今私の頭の中でぱっと動きませんが、平成29年5月までで48万円の新たな  
予算がかかるというふうに理解すると、先ほど新規購入したとしてもとんとんだ  
というようなお話がありましたけれども、今の話ですととんとんではないという  
ことになってしまうと思いますが、そういった点で、リースではなくもともと購  
入しておけばよかったという判断になると思いますけれども、それでよろしいの  
かどうか確認させていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたしま  
す。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 先ほどから施設修繕費の説明資料の件で言われてい

ますが、申しわけないですが、今回この資料をお渡ししましたのは、施設修繕費を積算するのにどのぐらいの手続でやっているのかというのをご理解いただくために、全ての資料ではなくて抜粋版ということでお配りさせていただいて、事前説明の際にご説明をさせていただいたところでございます。その中で、この資料の中で一部これが足りない、あれが足りないということでご指摘を受けたのですが、そういった趣旨でお出ししたものではありませんので、まことに申しわけございませんが、そういった点だけはちょっと私どものほうでご説明をさせていただきたいと思います。施設修繕の説明資料については以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 施設修繕の補修項目について、多額のものについては幾らになるのかというようなご質問で、項目の明示ということでございますけれども、そちらにつきましては、契約書の中には各施設に対して幾らになるかという内訳が当然にして、契約金額内訳書というのが添付されてございます。そういう意味では、この設備に対して幾ら、例えば破碎機について幾らになりますよ、ごみ供給機に対して幾らです、砂排出機に対して幾らですという形ではお示しすることができますが、この決算の資料はそういった形で作成しておらないものでございますので、こちらのほうでただいまご説明申し上げることができません。また改めてお越しいただければと思います。

施設としてなかなか同じ項目で毎年度、同じ破碎機でも、議員にご指摘いただきましたが、破碎刃の肉盛りだけを行うような場合と、軸ごと刃全部を交換してしまう場合等で年度によっても全く金額が違うというようなことが出てきてしまうので、そういう意味でどういうふうに比較をしたらよろしいのかということがございますが、そういうご指摘であれば項目ごとの金額というものをごらんいただけるような形で考えていきたいと思っております。全部細かいものまでということもできませんので、大きなものについてはそういう形で行っていききたいと思っておりますので、お願いいたします。

コンテナ再リースでございますが、平成29年度5月31日までという形で、2年間という形の契約になってしまっているのですが、こちらについては新施設との兼ね合いがございまして、いつまでどうなるかということがございまして、2年間という形で契約してしまったのでございますが、前回の契約よりも低い契約に

はなっております。再リースを行ったのでございますが、結果的に買うほうがよかったのではというご質問でございました、すみません。過去の時点に遡って考慮すると、結果的には購入したほうが安価であったのかなということがございましたけれども、当初、こういうコンテナハウス等は、1度こういう施設で使ってしまうともう売却するようなこともできず、壊すような形になってしまうんだらうということで、それであればリースしたほうがよろしいのではないかという目算でリースをしたところでございます。

◎議長（伊田雅彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（伊田雅彦君） 挙手多数です。よって認定第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

本日提案された議案については全て終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第2回高座清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時49分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成27年10月26日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 内 山 恵 子

高座清掃施設組合議会署名議員 沖 永 明 久